



福祉用具貸出しサービスのご案内 ～車いす・松葉杖・杖の貸出し～



- ★ 「田舎から両親が来る間、車いすがあれば外出しやすい」
- ★ 「介護保険の車いすレンタルサービス利用開始までの間、貸して欲しい」
- ★ 「病気やケガ、術後等で一時的に松葉杖、車いすを使用したい」
等、ケガや病気などで急に車いすや松葉杖等が必要になった方や、旅行や帰省などで一時的に車いす等を必要とされる方に対して福祉用具の貸出しを行っています。

●利用できる方●

交野市内在住、在宅生活をされている方。

●利用の注意点・お願い●

- * 入院中の方、福祉施設に入居されている方はご利用できません。
- * 介護保険で要介護2～5の認定を受けられている方は、介護保険における福祉用具貸与サービスにて、車いすの貸出しを受けることができます。
- * 軽度認定者（要支援1・2及び要介護1）の方については、福祉用具を必要とする状態である場合については、介護保険で貸出しが可能となりますので、担当ケアマネジャーにご相談ください。

●利用期間●

1週間以内。（短期間での返却が難しい場合は1か月。）

（社協会長が認めた場合は、最高6ヶ月まで更新可能です。）

●利用料●

無料です。

●利用方法●

地域包括支援センター（ゆうゆうセンター1階段）窓口で「車いす利用申請書」に必要事項をご記入いただいた後、貸出しを行います。

交野市役所1階（福祉サービスコーナー）でも貸出しを行っていますが、台数には限りがありますのでお問い合わせください。

問い合わせ先：社会福祉法人 交野市社会福祉協議会

交野市天野が原町5-5-1 交野市立保健福祉総合センター

電話 895-1185 (月)～(金)午前9時～午後5時

【交野市役所問い合わせ先 電話 892-0121】